

● 輸出船積料金早見表

I 料金の種類及び額

1 基本料金

(1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積みの場合(A)

(1トンにつき、単位 円)

品目	内訳		合計 船積み料金
	船積み料金	分担金等	
ユニ タイ ズ 貨 物	パレタイズ貨物		4,719.75
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		4,324.75
包 装 品	袋物(紙・ビニール入りのもの)		6,041.75
	ペール物		5,753.75
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類 機械類(1個当り5トン未満のもの)	6,078.75
		機械類(1個当り5トン以上のもの)	5,614.75
有 物 姿	タイヤ		4,989.75
	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		5,480.75

- (注) 1 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。  
 2 上屋入れよりはしけ取り・本船積みの場合については、基本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。  
 3 なお、船積料金以外で貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。  
 a 手卸しの場合 1トンに付 210円 b 荷役機械使用の場合 1トンに付 126円  
 4 分担金等については、別掲料金表参照

(2) 直背後上屋入れより接岸本船積みの場合(B)

(1トンにつき、単位 円)

品目	内訳		合計 船積み料金
	船積み料金	分担金等	
ズ ニ タイ 貨 物	パレタイズ貨物		3,454.25
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		3,059.25
包 装 品	袋物(紙・ビニール入りのもの)		4,776.25
	ペール物		4,488.25
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類、機械類 (1個当り5トン未満のもの)	4,813.25
		機械類(1個当り5トン以上のもの)	4,349.25
貨 有 物 姿	タイヤ		3,724.25
	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		4,215.25

- (注) 1 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。  
 2 なお、船積料金以外で貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。  
 a 手卸しの場合 1トンに付 210円 b 荷役機械使用の場合 1トンに付 126円  
 3 分担金等については、別掲料金表参照

(3) 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積みの場合(C)

(1トンにつき、単位 円)

品 目	内 訳		合計 船積み料金
	船積み料金	分担金等	
繊維製品	3,161	9	3,170
化学合成繊維(原料)	2,987	9	2,996
缶詰	3,161	9	3,170

- (注) 1 本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。  
 2 本料金が適用される場合については、基本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。  
 3 なお、船積み料金以外で貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。  
 a 手卸しの場合 1トンに付 210円 b 荷役機械使用の場合 1トンに付 126円  
 4 庫内検量のためのいは替香貫及び記号仕訳は、別途申し受けます。  
 5 分担金等については、別掲料金表参照

## (3) 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積みの場合 (C) (1トンにつき、単位 円)

品 目	内 訳		合計 船積み料金
	船積み料金	分担金等	
繊維製品	3,161	9	3,170
化学合成繊維(原料)	2,987	9	2,996
缶詰	3,161	9	3,170

- (注) 1 本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
- 2 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。
- 3 なお、船積み料金以外で貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。
- a 手卸しの場合 1トンに付 210円 b 荷役機械使用の場合 1トンに付 126円
- 4 庫内検量の為のはしけ替香貫及び記号仕訳は、別途申し受けます。
- 5 分担金等については、別掲料金表参照

## (4) 上屋入れよりバンニングの上 CY 渡しの場合 (D) (1トンにつき、単位 円)

品 目	内 訳		合計 船積み料金
	船積み料金	分担金等	
袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5,520	10.50	5,530.50
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	5,480	10.50	5,490.50
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、械類(1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	4,632	10.50	4,642.50

- (注) 1 本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
- 2 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CYまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。
- 3 なお、船積み料金以外で貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。
- a 手卸しの場合 1トンに付 210円 b 荷役機械使用の場合 1トンに付 126円
- 4 分担金等については、別掲料金表参照

## 2 最低料金

1 件の最低料金は、当該貨物に係る基本料金の 1 トン分とします。

## 3 分担金等

区 分	(A) 上屋入れよりはしけ取り本船積みの場合	(B) 直背後上屋入れより接岸本船積みの場合	(C) 営業倉庫河岸舁受けより本船積みの場合	(D) 上屋入れよりバンニングの上 CY 渡しの場合
港湾福利分担金	9 円 20 銭	5 円 20 銭	4 円 80 銭	4 円 80 銭
港湾労働法関係付加金	1 円 50 銭	1 円 50 銭	—	1 円 50 銭
労働安定基金	8 円 05 銭	4 円 55 銭	4 円 20 銭	4 円 20 銭
合計	18 円 75 銭	11 円 25 銭	9 円 00 銭	10 円 50 銭

## 4 消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。
- ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

## II 料金の適用方

## 1 適用範囲

この輸出貨物船積み料金は、輸出貨物(個品運送貨物に限る)の上屋入れ本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金は、船積みに係る事務処理業務を含みます。

## 2 作業範囲

輸出貨物船積み料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

## (1) 上屋入れよりはしけ取り、本船積みの場合(A)

輸出貨物を上屋戸前で受け、はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

- (2) 直背後上屋入れより、接岸本船積みの場合(B)  
 輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送するまでの作業
- (3) 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積みの場合(C)  
 輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業
- (4) 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合(D)  
 輸出貨物を上屋(CFSを含む)戸前で受け、バンニングの上CYへ移送するまでの作業
- 3 料金表に記載のない貨物等  
 基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。
- 4 最低料金  
 本料金は、1件の請求額が当該貨物に係る基本料金の1トン分に満たない場合に適用します。
- 5 料金の計算方  
 料金の計算方は次によります。  
 計算トン数は、重量、容積いずれかに大なる方とし、重量は1,000kg、容積は1.133m<sup>3</sup>をもって1トンとみなします。
- 6 その他  
 (1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。  
 (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。  
 (3) 次の費用については実費を申し受けます。  
 ア 航路別(方面別)優先使用方式による公共ふ頭内の公共上屋に搬入された貨物を当該ふ頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用  
 イ 上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合のCYまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用  
 ウ 委託者の要求により、小量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用  
 エ 委託者の要求により、貨物の荷造、改装、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用  
 (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## ● はしけ運送料

### I 料金の種類及び額

#### 1 基本料金

(1トンにつき、単位 円)

品目	金 額		
	港湾内運送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物、一般包装品、有姿貨物	1,258	1,591	①1,924 ②2,258
散貨物	1,135	1,469	①1,802 ②2,135

①特定地区：東京港地区は、隅田川勝どき橋上流、荒川葛西橋上流、豊洲運河各地区  
 横浜港地区は、川崎港、根岸湾地区とします。

②指定区間：①東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間  
 ②横浜港と千葉港との間とします。

## 2 割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役 日曜日・祝祭日荷役	16時30分から21時30分までの間における運送 日曜日・祝祭日における運送	基本料金の4割増 基本料金の3割増

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

## 3 諸料金

### (1) はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。(1トンにつき、単位 円)

品 目	金 額
一般包装品	133
ユニタイズ貨物、有姿貨物、撒貨物	66

(注) 本料金は、1はしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては2名、その他の貨物にあっては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき66円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

### (2) 滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき145円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含めて4日間以内にはしけ運送が完了(はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

### (3) 最低料金

1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

## 4 分担金等

区 分	金 額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき4円
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき3円50銭

## 5 消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## II 料金の適用方

### 1 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側⇄沿岸間、又は、沿岸⇄沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

### 2 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は次のとおりとします

#### (1) 本船船側⇄沿岸間における運送の場合

本船船側に繫留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繫留するまで、又は貨物積み河岸に繫留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

#### (2) 沿岸⇄沿岸側における運送の場合

貨物積み河岸に繫留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繫留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

### 3 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

#### (1) 半夜運送割増

16時30分から21時30分までの間における運送について、所定の半夜運送割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日運送割増

日曜日・祝日及び祭日における運送について、所定の日曜日・祝祭日運送割増を適用します。

4 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容量いずれか大なる方とし、重量は 1,000 kg、容積は 1.133 m<sup>3</sup>をもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入り・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

5 その他

- (1) 特殊貨物(海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)及び特殊運送(荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。